

宮津市教育委員会傍聴人規則

昭和 60 年 7 月 25 日

教委規則第 4 号

宮津市教育委員会傍聴人規則(昭和 29 年教委規則第 4 号)の全部を改正する。

第 1 条 教育委員会の議事を傍聴しようとする者は、係員に申し出て、その指示に従わなければならぬ。**第 2 条 教育長は、適宜傍聴人員を制限することができる。****第 3 条 次に掲げる者は、傍聴することができない。**

- (1) 凶器その他異様の物件を携帯する者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 異様の服装をしている者
- (4) その他教育長が傍聴を不適当と認める者

第 4 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 帽子を着用してはならない。
- (2) メガホン、テープレコーダーその他議場の秩序をみだすおそれのある物品を携帯してはならない。
- (3) 飲食及び喫煙をしてはならない。
- (4) 静肅を守り、私語、談笑する等けん騒にわたり礼容を失うような行動をしてはならない。
- (5) 委員の言論に対して批判を加え、可否を表明し、又は拍手をしてはならない。
- (6) みだりに席を離れてはならない。
- (7) びらを散布し、又は旗、のぼりの類を掲げてはならない。
- (8) その他議事の妨害となるような行為をしてはならない。

第 5 条 傍聴人がこの規則に違反するときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないとときは、これを退場させることができる。**第 6 条 秘密会を開く議決があったときは、傍聴人は、退場しなければならない。****第 7 条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は全て教育長の指示に従わなければならない。****附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の宮津市教育委員会基本規則、第 2 条の規定による改正後の宮津市教育委員会公告式規則、第 3 条の規定による改正後の宮津市教育委員会会議規則、第 4 条の規定による改正後の宮津市教育委員会傍聴人規則、第 5 条の規定による改正後の宮津市教育委員会公印規則及び第 6 条の規定による改正後の宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の宮津市教育委員会基本規則、第 2 条の規定による改正前の宮津市教育委員会公告式規則、第 3 条の規定による改正前の宮津市教育委員会会議規則、第 4 条の規定による改正前の宮津市教育委員会傍聴人規則、第 5 条の規定による改正前の宮津市教育委員会公印規則及び第 6 条の規定による改正前の宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則の規定は、なおその効力を有する。